

北九州市告示第233号

建築基準法による特定工程及び特定工程後の工程の指定（平成25年北九州告示第90号）の一部を次のように改正し、平成27年6月1日から施行する。

平成27年5月28日

北九州市長 北 橋 健 治

第4項第3号中「第6条の3第1項第1号又は第2号」を「第6条の4第1項第1号又は第2号」に改める。